

【 知事提案説明 】

発言日： 2012/09/19

○知事（川勝平太君） ただいま提出いたしました議案の概要を御説明申し上げますとともに、当面する県政の課題について所信並びに諸般の報告を申し述べます。

（略）

第百三十三号議案は、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例についてであります。地方自治法第七十四条第一項の規定により中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定の請求があり、これを受理いたしましたので、同条第三項の規定により意見をつけて議会に付議するものであります。

以下意見を申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の後、原子力発電所の稼働または廃止等についての議論が政府はもとより全国津々浦々で活発に行われています。電力は国民生活や経済活動に欠くことのできないものであり、原子力発電所の稼働に当たってはエネルギー政策、電力の安定供給、経済性、温暖化対策などを総合的に考慮する必要があります。

加えて重要なことは、各電力会社の原発依存度に著しい違いがあることです。五〇%以上を原子力発電に依存している電力会社から、一〇%強と低い電力会社まであります。浜岡原子力発電所は政府の要請で全面停止中ですが、幸い中部電力株式会社の原発依存率は全国で最低であり、同会社の電力供給は余力をもって推移しております。

私はこれまで、浜岡原子力発電所は安全性の確保が大前提であり、安全性が確保されない限り再稼働はあり得ないと再三にわたって申し上げてきました。またオフサイトセンターの立地に深刻な問題がございます。さらに停止はしていても使用済み核燃料の処理の見通しのつかない現状にあっては、その処理方法が確立するまでは安全性は十分ではないと機会あるごとに申し上げてまいりました。中部電力株式会社は、これらの問題点を真摯に受けとめて善処されているものと確信しております。

このような状況下で、浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定のための直接請求の署名が行われました。条例の制定を求める署名の数は、請求に必要な法定数を大きく上回りました。これは、県民投票を通じて再稼働の是非について意思を表明し、その結果を県政に直接反映させたいという多くの県民の方々の思いのあらわれであり重く受けとめております。地方自治法第七十四条に規定されている直接請求は、間接民主制を補完し住民自治を図るための重要な手段です。浜岡原子力発電所の再稼働に関して、県民一人一人がみずからの意志を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではありません。条例の実施には市町の御協力が不可欠でございます。それを期待して賛意を表すものであります。

なお、本条例案につきましては意見に掲げたとおり問題点が多数あります。主なものだけでも十項目もあります。さらに細かな点まで含めると、本条例案の二十九条にわたる条文のうち修正の必要のないと見られるものはわずか六条にすぎません。条例案がこのように不備であるのはまことに遺憾です。作成にかかわった者の責任は小さくありません。しかしながらそれをもって署名された県民の皆様のお気持ちにに応えないのは私の本意とするところではありません。何とぞこれらの問題点を適切に修正して実施可能な条例案になるように磨いていただき、県民投票が適正かつ円滑に実施できる方向で御議論を賜りたいとお願いを申し上げます。

主な議案は以上であります。そのほか平成二十三年度の一般会計、特別会計、工業用水道事業、水道事業、地域振興整備事業及び県立静岡がんセンター事業の十八会計の決算につきまして監査委員の審査を経ましたので、議会の認定に付するものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、適切なる御議決をお願いする次第であります。

平成 24 年 9 月 静岡県議会定例会

条例制定請求代表者の意見陳述 【 報告事項等 】

(条例制定請求代表者 鈴木 望氏登壇)

○条例制定請求代表者(鈴木 望氏) 磐田市の鈴木望と申します。

浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例案について、私たち五名の請求代表者にこのような機会を与えていただき御礼申し上げます。

私たちの運動を突き動かし、そして予想外の広がりとなり結果を見せた要因は、三・一一の福島原発の事故と、そして近い将来予測される東海大地震であります。

私の先祖は元禄年間に現在私が住んでいる場所に住み始めて、私が十四代目であります。その間、代々農民として田んぼや畑を耕し住み続けてまいりました。他人には何の変哲もない場所でも、私たち一族にとってはかけがえのない美しいふるさとであります。このふるさとを東海大地震が襲う。地域では避難訓練等に努めてまいりました。そうこうしているうちに、あの三・一一の大地震で福島原発が重大事故を起こしました。気がついてみれば私のふるさと原発から約三十二キロのところにあつたのです。近所では、三十キロ圏外であってもヨウ素剤は配布されるのだろうか話題になっております。私たちのふるさととは、今後三十年間に八八%の確率で起こる東海大地震の震源域に原子力発電所が位置するという状況にあるのであります。その意味で、原発の問題は国の問題であると同時に原発が所在する我々静岡県の問題でもあるのです。

地震が起こった際に浜岡原発は安全か。安全性の判断は誰がするのか。未知、未解明の領域が大きいとわかってしまった専門家に任せるのでしょうか。やはり最終的な判断は私たち民がすべきではないのでしょうか。なぜなら事故が起こってしまった場合の結果は、私たち住民が受け入れざるを得ないからであります。そして結論はなるべく早く出したいと願います。地震は待ってくれません。浜岡原発の再稼働の是非を問う直接請求に伴う署名活動は、特定の党派や組織に頼らない市民団体が極めて難しい署名活動を県選挙管理委員会集計で十八万五千五百六十一筆も集めることができました。署名をしてくれた人々は、右も左も関係のない、特定の組織にも関係のない普通のおじさん、おばさん、お母さん、若者たちでありました。署名者の共通の願いは、浜岡原発の再稼働について私たちにも意見を言わせてほしい、私たちの意見を聞いてほしい、政治に反映してほしいであります。

私たちは、私たちのふるさとを自分たちの先祖が努力したように守りたい。美しいふるさとを私たちの子供や孫に受け渡していきたい。そのためにも物を申したい。その気持ちで直接請求したものであります。何とぞよろしく願い申し上げます。以上であります。

○議長(小楠和男君) 次に、鈴木恵さんをお願いします。

(条例制定請求代表者 鈴木 恵氏登壇)

○条例制定請求代表者(鈴木 恵氏) 皆さん、こんにちは。私は浜松市東区在住の鈴木恵と申しま

す。

今回の署名は、ふだん集められている署名とは異なり、住所、氏名のほかに生年月日、そして印鑑もしくは拇印を押します。個人情報保護が叫ばれている中で、大変厳しいルールにのっとり集められたものです。生年月日を書く段になって、ここまで書かなくちゃいけないのどちゅうちょされ、署名を中断された方もいたほどです。受任者と同じ市町、区に在住の方の署名のみが有効であって、ほかの市町、区在住の方の署名は無効になります。例えば浜松市東区の受任者が同じ職場で働いているからと、中区や南区、磐田市の方に呼びかけ署名を集めても無効になります。集めた署名は六万二千の法定署名数を優に超える署名数というだけでなく、署名する意志を持った県民がまだまだ多くいるということをぜひ御理解いただきたいと思います。

署名を始めた五月、浜松駅前で署名を呼びかけてもげんそうに見て通り過ぎる方が多かったのが、大飯原発の再稼働があれよあれよと決まってしまった六月以降は、「署名させてください」、「署名できる場所を探していました」とみずから駆け寄ってくださる方が日に日にふえてきました。未成年である高校生からも「署名させてください」、「私たちにも意見言わせてください」と懇願されたこともありました。大事なことは私たちが決めたいというみんなの意志を実感した署名活動でした。

原発は安全だと疑いなく信じていた私たちは、三・一一の福島原発の事故に大きな衝撃を受けました。政治や社会に無関心、どうせ変わらないと考えることさえ諦めてしまった私たちの責任を感じています。無関心、諦めの現状を打破し、より多くの方が原発やエネルギーのことを真摯に考え、新しい解決方法を見つけていく機会が必要だと改めて思います。賛成であれ反対であれ自分の意思をあらわせるぐらい真剣に考える。自分たちが問題意識を持ち意見を判断に反映させ、私たち自身も責任を引き受けともに社会を築いていくことが、福島を経験した私たちに課せられた責任であり使命であります。

住民投票は議会制民主主義を否定するものではありません。多くのことは、議会での私たちの代表である議員の皆様が県民の声を直接聞きつつ審議をし、決めていただけたらと思います。しかし浜岡原発の再稼働については命にかかわる、そして世代を超えて考えていく重要な問題です。議員の皆様たちだけで考えるのではなく、私たちも議員の皆様とともに考え解決していく新しい民主主義の姿をここ静岡県で実現できたらと思います。

未来の子供たちに誇れる審議、議決をしていただきますようお願い、私の意見陳述を終わります。

○議長（小楠和男君） 次に、中村英一さんをお願いします。

（条例制定請求代表者 中村英一氏登壇）

○条例制定請求代表者（中村英一氏） 皆さん、こんにちは。牧之原市在住の中村英一と申します。

私は、全体の事務局次長そして原発周辺地域の担当者としてこの署名活動に取り組んでまいりました。御前崎市、菊川市、そして私の住んでいる牧之原市、こうした浜岡原発の周辺地域はいわゆる旧郡部であり、今回のような署名活動にはなじみが薄い地域であります。また原発関連の雇用や交付金といった利害が複雑に絡み合う地域であり、原発のことを口にするのはちょっとはばかれる、そんな地域でもあります。したがってこの地域で署名活動を進めるのはかなり難しいなと私は考えておりました。ところがこの活動を続ける中で、その考えをひっくり返すような光景を私は目にすることとなりました。

五月二十九日の日曜日、菊川市にあるスーパーの前をお借りして初めて街頭署名活動を行いました。そうすると軽トラに乗って茶畑からの帰りに買い物に来たおじいさんやおばあさんが、次々と署名に応じてくれる。腰が九十度近く曲がった茶農家のおばあさんが、「嫁にも署名してもらおうから呼んで

くるで」、そう言って駐車場まで歩いて行って運転席にいたお嫁さんを連れてくる。このような光景が繰り返された結果、二時間で百七十四名もの署名が集まることとなったのです。こうした光景は、菊川市だけでなく牧之原市でも掛川市でも島田市でも吉田町でも目にすることができました。そして浜岡原発がある御前崎市、原発から二キロのところにあるスーパーで七月三日の日曜日に行った街頭署名では、一日で三百十九名もの地元の方々が署名をしてくれたのです。

福島第一原発の事故で、原発で何かあったら自分の家を捨てなきゃいけない、お茶が全く売れなくなる、そんな大変なことも起こるんだということを地域の多くの方々が知ることとなりました。そうであるならば再稼働を決める前にせめて自分たちも意見を言いたい、そういう思いを多くの方々が持つようになった。それは、私たちの地域の言葉で言うならば、おらにも意見を言わせてくりよ、私らの意見も聞いてくりよ、そういうことだったと思います。

県民による選挙で選ばれた方々が専門家の意見を踏まえて物事を進めていく。これは長年かけて実現された民主主義のすばらしい仕組みだと思えます。そしてその中に、この問題に関しては自分たちにも意見を言える場をつくってくれ、それが今回の十八万もの署名に託された県民の思いだったと思います。

最後にもう一回言わせてください。おらにも意見を言わせてくりよ、私らの意見も聞いてくりよ。県議会におかれましては、この県民の声をしっかりと受けとめて慎重かつ徹底的な御議論がなされますことをお願い申し上げまして、私からの意見陳述を終わらせていただきたい思います。

御清聴どうもありがとうございました。

○議長（小楠和男君） 次に、馬場利子さんをお願いします。

（条例制定請求代表者 馬場利子氏登壇）

○条例制定請求代表者（馬場利子氏） 静岡県静岡市葵区に住みます馬場利子と申します。今回は、十八万人の県民の心を受け取っていただき本当にありがとうございます。また県知事さんの意見、心から感謝しています。

私が県民投票を願う理由は二つあります。一つは、浜岡原発の稼働について県民の意志、総意をあらわしたいと願うためです。私は、二十六年前のチェルノブイリ原発事故で初めて原発と放射能の問題に気づき、我が子らの命を守るために放射能市民測定室を立ち上げ活動を続けています。チェルノブイリ原発事故でも放射能が全土に降り農産物も国土も汚れましたが、当時は日本の原発も危ないと考える人は少数でした。原発はそれ以後もふえ続け今回の事故が起きました。幼い子供を持つ母親たちが、放射能の不安と恐怖で私たちの測定室にあふれました。福島県では、県知事を初め県民も、原発は国が安全だと言ったから信用してきたのに裏切られたという言葉があります。私たちはもう二度とこの言葉を使うことができません。何十年たっても放射能の中で暮らすしかない、この環境をつくり出してしまった私たち。これから子供たちに何が起こるのか、子供たちに何と言ってわびたいのか、私は苦しくてなりません。

浜岡原発は世界で一番危ない原発と言われています。だからこそ浜岡原発をどうしていくのか、県民投票を行いその結果が是非いずれになっても私たちは子供たちに説明することができます。命にかかわることはみんなで考え決めるという責任と義務、そして政治は決して県民を裏切ったりはせず自分たちがつくっていくものだということを、このつらい出来事の中で私は子供たちに示したいと願います。

二点目は、県民投票を実現することで、静岡県の未来を県知事さんそして皆さんと一緒につくっていけるという確信を持ちたいためです。今まで原発のことは国の専権事項と言われてきました。しか

し国の判断は正しかったのでしょうか。今回署名を一生懸命集めてくれた人々の中には若い母親や父親がたくさんいます。彼女たちはブログやツイッターで福島の人々、全国とつながり、何かしないではいけないと、毎日毎日、県民投票を実現してもらえるように県知事さんや皆さんに手紙を書いています。その手紙は愛知県や岐阜県から今も届いています。みんなの問題だからです。この国がどのように考えるか。国の問題ではなく、静岡県民は経済のために原発を必要と考えるのか、それとも何を求めているのか、どうか正確な数字で検証してください。思惑ではなく数字で検証していただきたいのです。県民の気持ちをどうか受け取ってください。県政に一層の信頼とともに静岡県の未来をつくっていくという希望が見出せるように、原発県民投票の実現を心から祈って皆様のお願ひにかえます。

ありがとうございました。以上です。

○議長（小楠和男君） 最後に、千石貞幸さんお願いします。

（条例制定請求代表者 千石貞幸氏登壇）

○条例制定請求代表者（千石貞幸氏） おはようございます。千石貞幸です。ここに久しぶりに立って皆さんの顔を拝見しておりますと、何とも言えない懐かしさが込み上げてまいります。

私は、この運動の請求代表者の一人として、また東部・伊豆地区の責任者として署名活動に深く携わっておりました。きょうはそういう活動を通して私が得た知見を交えながら、なぜ浜岡原発再稼働の是非を問うのに県民投票が必要なのかといったことについて、私の意見を申し述べたいと思います。

東部・伊豆地区の有権者の数は県全体の三三％です。集まった署名の数はそれに対して全体の四七％でした。こういう結果になりましたのは、一つには宗教界の方、そしてまた農業、林業、漁業に携わる方、あるいは観光、医療、保育、介護といったようなことの関係者、そしてまた消費団体、あるいは各種の市民活動グループの皆さん、実に多岐にわたる方々が、あるいは受任者となって、あるいはみずから署名に積極的に応じてくださって、そういう形で協力をしてくださったおかげであります。浜岡原発のこれからについて、皆さん大変重大な関心を持ち、原発について基本的な知識を身につけ、そして原発県民投票の意義とか必要性についてもよく理解された上で御協力をしてくださったのであります。

この署名活動は期間の後半になりまして大変勢いを増しました。そのきっかけは、六月十八日の野田総理による大飯原発三号機、四号機の再稼働の決定でありました。新しい規制組織もない、新しい安全基準もないと、そしてまた福島第一原発事故に関する政府とか議会の事故調の報告も出ない、そういう段階で、私が責任をとると、あるいはこれは国民のためなんだといったようなことで再稼働を決定したことに対して、多くの人が大変大きな不安と動揺を感じました。黙っていると浜岡原発も同じことになるだろう、そういう心配が広がりまして、何としてもこれは県民投票をして自分たちの意思を表明しなくてはいけない、そういう思いを強めた方々がさらに一層署名活動に打ち込んだわけがあります。

私自身も五百人ほどの方から署名をいただきました。中には拒まれるケースもありました。この原発のことはとても素人でわかることではないんだと。専門家や政治家に任せておけばいいんだと。そういうのが大体断った人の共通の言い分でありましたけれども、まさに電力会社を含む専門家あるいは政治家こそが、この原発の危険性を軽く見て必要な対策を怠り、そしてひいては福島第一原発の事故をあのようないびつなものにしたその張本人であると。そのことは今や誰の目にも明らかになっております。

皆さんは民意を代表する立場にいらっしゃいます。そういう立場から見ると、住民投票というのは

皆さんの存在、立場をないがしろにするものではないかと。したがってこれは受け入れがたい、あるいはそういうふうに思っているかもしれない。しかしこの議会政治、政党政治の長い歴史を持ち、そしてまた民主主義においても成熟度は日本よりよほど進んでいるヨーロッパにおいて、原発に関しては国民投票にかけられる国が多いのはなぜでしょうか。それは原発が現世代だけではなくて、後々の、要するに数百年、数千年あるいは数万年後の人々の命や生活にも大いに響く、大いに左右する非常に重大な事柄であり、そしてまたたまたま今現在政権の座にあるとか、あるいは政治権力を握っているとか、そういう人々によってはとてもとても担い切れないような大きな責任、重大な責任、そして長く長く続く責任を伴っているんだと。そういうことをヨーロッパの政治家も市民も共通して認識されているからであると思います。

この原発県民投票が実現すればですね、県民は……

○議長（小楠和男君） 千石さん、時間です。

○条例制定請求代表者（千石貞幸さん） はい、わかりました。

ということで何か議員のときと同じようなことになりましたけれども、私の趣旨はわかると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

（拍手する者あり）

○議長（小楠和男君） 静粛に願います。厳しく御注意申し上げます。

以上で条例制定請求代表者の意見陳述は終了しました。条例制定請求代表者には退場していただきます。

（条例制定請求代表者 退場）

平成 24 年 9 月 静岡県議会定例会 質問

質問者： 藪田 宏行 議員
質問分類 代表質問
質問日： 2012/09/24
会派名： 自民改革会議

（略）

次に、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例に対する知事意見についてであります。

先月の二十七日に、浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を県知事に求めるための署名活動を行ってきた市民団体の皆さんが県庁を訪れ、署名簿とともに条例制定の本請求を行いました。

折しも、この日は知事の定例記者会見が開かれ、知事はそれまでの発言から一転したともとれる発言をされ、署名活動をリードされてきた鈴木氏を含め各方面において驚きをもって受けとめられまし

た。そして十九日の知事提案説明の中では、条例案の不備を指摘しつつも賛意を示されました。

これらを踏まえ、論点を五点に絞って伺います。

知事は常々、浜岡原子力発電所の再稼働については安全性が第一であると発言されてきました。五月十四日の定例記者会見でも、浜岡原発は津波対策が終わっていないし、オフサイトセンターや使用済み燃料処理の問題もあり今は動かせる状況になく、住民投票をやる前にやることあるだろうとの趣旨も発言されています。おおむね七、八割の人が再稼働に否定的とのマスコミ報道もされる中、知事はどのような経緯でこの条例制定について賛意をつけるに至ったのか伺います。

また、条例の第二十六条に投票結果の尊重とありますが、仮に投票を実施した場合どのような結果が出て知事は尊重するつもりでいるのかお伺いします。

次に、直接民主主義と間接民主主義のあり方についてはさまざまな議論があるところではありますが、知事はこの問題を通してどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

次に、知事の発言が一転した理由であります。

知事は、これまで、安全性の判断ができない以上再稼働の判断については住民投票に委ねられないというお考えではなかったかと思えます。それがなぜ今回意見として住民投票の実施に賛意を示したのか、知事のお考えを伺います。

八月二十七日の記者会見を受け、翌日の新聞に静岡県立大学教授のコメントが、「政治的思惑見える」との表題とともに載っていました。それには、「現時点で一般県民に原発の再稼働の是非を問えば『ノー』と答える人が多いのは当たり前で、県民投票を行えば結果は明白」で、「その中で知事が賛成を示したのは、知事選を見据えた政治的な思惑が働いたようにも見える」、「議会戦略を描かないまま賛成したのであれば、一つのパフォーマンスとして見ざるを得ない」とまで言われております。

また、十九日の初日の本会議後に、知事は記者団の質問に答え、当日の市民団体の意見陳述が原発、再稼働反対の表明のようだったと指摘し、条例案の多くの不備に対しては反省の弁がない、多くの人を巻き込んだだけに謙虚であってほしいと批判したとの記事が新聞に出ていましたが、いつの時点で条例案の不備について知事は最初にお知りになられたのでしょうかお伺いします。

(略)

知事（川勝平太君）

藪田議員にお答えいたします。

(略)

次に、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例に対する知事意見についてです。

私は、浜岡原子力発電所につきましては安全性を確保することが大前提であり、それが担保されない限り再稼働はあり得ないと一貫して申し上げてまいりました。また浜岡原子力発電所は政府の要請を受けて運転を停止しましたので、安全性の確保を最優先とした中央政府は判断をするという責任も負っております。さらにオフサイトセンターの移転、使用済み核燃料の処理方法など課題のあることも一貫して申し上げてきたわけでございます。

この私の考えは、県民投票条例制定の署名活動が開始された以降もさまざまな機会にこのテーマが取り上げられるたびにお話を申し上げて、報道機関にも何度も取り上げていただきましたので、県民の皆様にはこの姿勢は十分に伝わっていたものと考えます。

しかし、なお県民の皆様方が自分で意思を表明したいというこの署名の結果を見ますと、請求に必要な法定数を大きく上回る十六万五千人余りの数に達しました。これは皆様方がみずから主体的に

意思を表明したいという強い思いのあらわれであります。絶対数では東京都、大阪とは比べものにならないぐらい低いですが、この法定数との割合でいけば大阪で三割強ぐらいでしょう、一三〇%。東京で一五〇%ぐらいじゃないかと思います。うちは三〇〇%ですからかなり多くの方々が割合としては署名をされたということが言えます。

条例案には法制度上の多くの問題点があります。県民投票を実現させるためには適切な修正が不可欠です。しかしこのことをもって、地方自治法で規定されている直接請求の権利を奪ってしまうのは妥当ではないと考えます。そうしたことから賛意を表明するに至ったわけでございます。

投票が実施された場合は当然その結果を尊重してまいります。再稼働を是とした場合でありましても、浜岡原子力発電所につきましては原子力規制委員会による審査、本県の防災・原子力学術会議、分科会も含めてでございますけれども、これらを中心とした検証など安全性が確認された上で対応すべきであると。これを申し上げた上で署名活動がされ、そして現在それを御審議いただいているということでございますので、この姿勢のもとで御尊重申し上げるということです。

なお、条例制定請求につきましては、地方自治において議会の解散請求や地方公共団体の長の解職請求などと同様に、間接民主制を補完して住民自治を図るための重要な手段であると考えています。

条例案の法制度上の不備を知った時期についてお尋ねでございますが、署名収集中にもその実施に際して課題があるとの報告は受けてはありましたが、私が実際に条例を見たのが八月二十七日か二十八日です。そしてその日のうちに、その週末までに、たしか月曜日か火曜日に見たと存じますが、問題点を全部洗い出してくださいと、そして論点を明確にして審議がしやすいようにそういう環境を整えてくださいというふうに指示をしたというのが経緯でございます。

(略)

○四十六番（藪田宏行君）

(略)

二点の要望でございますが、八月五日の知事の発言のように火力発電は大変大きなテーマでありますので、今は携帯電話もある時代でありますので、どうか関係の首長等とは情報交換あるいは意見交換した上で公にさせていただき、そんな努力を要望しておきます。

もう一点は、八月二十七日、二十八日ごろに、初めて市民団体から上がってきた条例案を見たというような御答弁だったかと思いますが、もう既に数カ月前からそうした運動がされていたわけです。最終案はそこでごらんになったかもしれませんが、もっと早い段階で、市民団体の皆さんも一生懸命署名活動をしている、そうした条例案については、先ほど御答弁があった知事戦略監初め戦略室の皆さんもいるわけありますので、関係職員を動員して情報の収集に努めるべきではなかったかと思いますが、こうした重要テーマについては、もっともっと迅速に情報収集に努めていただきたいと思います。この二点を要望しておきます。以上です。

質問者： 小長井 由雄 議員

質問分類 代表質問

質問日： 2012/09/24

会派名： 民主党・ふじのくに県議団

(略)

まず、知事の政治姿勢のうち、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について伺います。

市民団体原発県民投票静岡の方々、五月以降県内市町において集めた条例制定に向けた署名活動は、有効署名者十六万五千人を超える県民の方々の署名に結実しました。この十六万余という署名は法定の必要署名数の約三倍であり、多くの県民の皆さんがこの問題に対し関心があることが示されました。

知事は、先日の提案理由の中で、県民一人一人がみずからの意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではありませんと述べられ、投票実施に向け賛意を正式に表明されました。知事は条例制定請求を受け付け以降十六万余の署名は非常に重たいものであることを主張されてきました。またこれまで都道府県レベルでは沖縄県でしか実現されていないという現状を踏まえ、住民投票制度そのものが機能しないことに対する疑問も述べられてきました。

一方で、県当局からも示されているように県民投票に要するコストは十三億円程度に上り、県民の意思の酌み方として県民投票を行うことが最も妥当な方法なのかという声もあります。知事は十六万余の署名をどのように重く受けとめ、この県民投票の実現に向けて賛意を表明したのか伺います。

(略)

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢についてのうち、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例についてであります。

原子力発電所の稼働に関する住民投票条例につきましては、ことし大阪市と東京都で制定請求されましたが、いずれも否決されております。本県では五月十三日から二カ月間にわたり署名活動が行われ、請求に必要な法定署名数を大きく超える三倍近い有効署名が集まりました。大阪の場合には法定署名数の一・三倍、東京の場合には一・五倍でございます。

私は、浜岡原子力発電所につきましては、従来から安全性が確保されない限り再稼働はあり得ず、まだその安全だという条件が整っていないと再三にわたり申し上げてまいりました。オフサイトセンターの立地が実効性を持たないこと、使用済み核燃料の処理方法が定まっておらず早晚行き詰まること、さらに先ほど議員の御指摘のような五号機における海水の圧力容器の中への流入があり、その原因についてもまだ明確な御説明になっていないとも思っております。こうした御説明を申し上げ、かつ署名活動がなされているときには特にそういう姿勢についても強調して申し上げてきたわけでございます。

しかし、六月末から七月にかけて急速に署名数が多くなりまして、やはりこれらの説明にも増して県民投票を通じて再稼働の是非についてみずからの意思を表明し、その結果を県政に直接反映させたいという多くの県民の方々がいるということはこの署名数が示しているということでございます。

県民投票につきましては、多額の費用のかかること、市町の協力が得られなければ実現が難しいこと、制定が請求された条例案には問題が多く修正が必要なことなど幾つかの課題のあることは十分に承知しております。しかし署名されました多くの県民の皆様のお気持ちをしっかりと受けとめて、その意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではないと考えています。そこで賛意を表明することにしたわけでございます。

この条例案は修正点が数多くございます。これを条例案が提出されてすぐに精査いたしまして、法務技術上の観点から自治局のほうでその問題点を洗い出ししていただき、そして皆様方の判断に供

するように指示をいたしまして数日のうちにそれが発表されました。そうした中で、修正は必要ない、実行可能だと。あまつさえ公開討論をしろというような筋違いの発言がございまして、最後まで実行可能だというふうに強弁、豪語されておられたのはまことに遺憾でございます。全員ではなくて代表がですね。そうした中で私は先生方に完璧に近い条例案になるように修正、改善していただいて、この条例案を通していただくようお願いをしております。よろしく申し上げます。

(略)

平成 24 年 9 月 静岡県議会定例会 質問

質問者： 中澤 通訓 議員
質問分類 質疑
質問日： 2012/09/28
会派名： 富士の会

〇七十一番（中澤通訓君） 富士の会を代表して質疑を行います。

(略)

次に、第百三十三号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について」であります。

知事は、過日の質問において、「住民投票を行った場合、その結果は当然尊重する」との答弁をされました。また「原発の再稼働に賛成が過半数を超えても、オフサイトセンターの問題、使用済み核燃料の措置等多くの懸案事項があり、即時の再稼働表明にはならない」とも表明されております。

それでは、条例案第二十六条の趣旨を踏まえ結果を尊重するならば、「再稼働に反対」との結果が出た場合にはどのようにされるのか、即反対の表明となるのか、お伺いをいたします。

〇危機管理監（小川英雄君） 第百三十三号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について」、お答えいたします。

これまでの知事の答弁にございましたように、県民投票が実施された場合にはその結果を尊重してまいります。仮に投票結果が再稼働に反対との結果が出た場合には、県民の皆様の意思が忠実に反映されるよう国、中部電力株式会社、地元の市などと真摯に協議してまいります。なお再稼働しない場合でありましても、浜岡原子力発電所内には多数の使用済み燃料がありますことから、想定東海地震や南海トラフを震源とする巨大地震を踏まえた対策や原子力規制委員会が新たに策定する安全基準等への対応など、引き続き国や中部電力株式会社に対し安全対策の徹底を要請してまいります

〇七十一番（中澤通訓君） 質疑に対する答弁は、慣例で知事がお答えにならないということでありませけれども、今回の県民投票条例は直接請求によりしかも知事が賛意を示して提案されたもので、仮に先ほどの話ですと、いずれにいたしましても今までは知事は「賛成のときは、簡単にはまだいきませんよ、再稼働しませんよ」と。いろいろ、もろもろ考えて再稼働のまたいろんな判断をします。反対の場合の言明はされていなかったのでも私はあえて聞かせていただきました。

今の答弁ですと、再確認させていただきますが、結局住民投票の結果が可であり否でありいずれにしても、そちらのことについてそれを基本として考えていくということによろしいでしょうか。再確認をさせていただきます。

(略)

○知事(川勝平太君) 中澤通訓君先生の二つの再質問にお答えを申し上げます。

(略)

もう一つの御質問でございました住民投票が実施された場合に、再稼働反対の結果が出た場合にどうするかと。当然これは尊重しなければなりません。といたしても再稼働はしていないので、といたしますか動いておりませんので現状維持ということになります。これをどのように見るかということになりますけれども、永久停止あるいは廃炉というふうにいたしましても、どちらにいたしましても幾つか考えるべきことがございます。

一番最初に考えるべきは、そこに働かれている三千人、現在四千人以上の方でございますけれども、その方たちでございます。これは静岡県財産です。さまざまなレベルの技術、専門知識をお持ちの方々があそこにいらっしゃいます。この方々をどう生かしていくかと、活用していくかということがございます。

第二には、そこにごございます施設等技術のシステムがございまして、これをどのように再利用、再活用できるかということも考えねばなりません。

そして、その施設の一つでございまして送電線がございまして、これは大変な資産でございまして、ですからこれもまたどのように活用するか考えねばなりません。

また第四に、その敷地、百ヘクタール以上大変に恵まれたところにごございますので、この敷地を廃炉にした後どうするのかということも考えねばなりません。

さらにまた、これまでの原発の熱を利用して養殖漁場がございまして、それをどのように維持、発展させていくかも考えねばなりません。

さらにまた、近くに港がございまして、この港との関係をどうするのかということも考えねばなりません。

以上、廃炉というふうに決めましても、処理の方法についてさまざまに考えねばならないので、この現場において、現在中部電力がもう既に発足しております研究所がございましてけれども、また国のほうも廃炉の方法については特段に力を入れ、それについては補助もするというふうに言われておりますので、この原発の全てを生かしていく方法というのが必ずあると。大きく言えばウラン・プルトニウムサイクルとは別の方法において危険物を除去する方法も考えられます。その方法の中ですなわち現状安全なものにしていきつつ、かつ結果的にエネルギーが得られる可能性もございまして。また中部電力は当然その存在理由は電力の供給でございまして、その電力の供給の方法を必死で考えるでしょう。

そうした中で、地元の方は言うまでもありませんけれども、中央政府、また私ども、さらに私どもや中央政府にかかわる専門家、こうした方たちを浜岡原子力発電所、これを研究対象としてそれをどのように生かしていくことができるか。安全性を高めながら、現在のものが危険であるからとめろということであればこれを危険でない形で処理する形で、かついわば生かしていくというそういう方向に向けて一歩踏み出すということになると存じます。

いずれにしても、安全が確保されつつ、かつあの施設が今無駄な形で放置されているといたしますか、安全性一本の中で津波だけを防ぐための防波堤がつくられておりますので、そのままではいわば無用の長物になりかねないというふうに思いまして、さらにあそこが廃炉になった、墓場になったということになりますと地元にとっては大変な負担でございまして、いかにしてこれを地元のために役立てるようになるか。いや、地元のみならず日本、あるいは今原発を推進している韓国や中国、さら

にユーラシア大陸の多くの地域、こうしたところにも役立つような形でパラダイムシフトをするというそういう姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

平成 24 年 9 月 静岡県議会定例会

山田 誠（総務委員会） 【 委員長報告 】

発言日： 2012/10/11

会派名： 自民改革会議

○四十三番（山田 誠君） おはようございます。

総務委員会における審査等の概要と結果について御報告をいたします。

（略）

次に、第百三十三号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について」申し上げます。

まず、参考人を招致しての審査であります。県民投票条例の制定請求代表者の鈴木望氏に御出席いただいて質疑を行い、さらに住民投票に関する学識経験者として山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授、原発の安全性評価に関する学識経験者として原子力行政が御専門の静岡文化芸術大学理事の興直孝氏と原子力工学の立場から名古屋大学大学院の山本章夫教授にそれぞれ御出席いただき、参考人として御意見を伺いました。

鈴木参考人への質疑では、県から指摘されている条例案の不備については「県の指摘には謙虚に耳を傾けたい。県民投票実施の目的と県民投票を行うこと以外の修正なら趣旨から外れることはない」、また原発は稼働を停止していても安全とは言えず、現在中部電力による安全対策も終わっていない段階で県民に再稼働の是非を問う理由については「安全対策は不断に講じるべきであり、地震は待ってくれない。再稼働の是非をどこかで判断し、次の施策に取り組むべきである」、また仮に条例案が可決しても投票に協力しない市町があった場合の県民投票の効力については「構成要件を欠くため、法制度上成立には疑問がある」との意見が述べられました。

また、江藤参考人からは、「地方自治は住民が積極的にかかわることを基本的な枠組みとして想定している。議会の権限と住民投票は矛盾しない。今回東日本大震災後の原子力発電所の再稼働の問題を議会としてどのくらい重く受けとめるかが重要である。条例案の審議に当たっては、賛否を問うだけでなく議会として議論する中で修正があっても構わない。住民投票のコストについては、今後の地域政策に与える影響等を考えて議論しなければならない。条例案が可決された場合には、議会は執行機関の情報をチェックし、正確な情報や県民が議論する場を提供していくことも必要である。今回の住民投票の目的は、知事が今後浜岡原子力発電所の再稼働の見解を出す際に県民の意向を反映させることだと考えられるが、議会として別の方法で民意を反映させることができると考えれば否決すればいいことだと思う。ただしその場合には別の手法をしっかりと住民に説明する義務がある。議会には議決責任の自覚と県民への説明責任が求められている。議会の権限をしっかりと行使し、住民自治を進めていただきたい」等の意見が述べられました。

また、興参考人からは、「浜岡原子力発電所の再稼働に当たっては、県民の意向確認を行うことは非常に重要なことで、県民の声に真摯に耳を傾けて対応していくことは必要なことである。再稼働に当たっては、その原発の安全確保が図られることが大前提であり、その役割は新たに設置された原子

力規制委員会が担い、科学的知見に基づいて安全性についての判断をしていくことになる。地域社会としても原子力規制委員会の判断した安全確保策を検証した上で、再稼働を受容できるか判断することが必要である。自分の見解や意向を出す人に適切な情報を提供することは為政者の責任であるが、果たして今できるのかという原子力規制委員会が発足したばかりで、中部電力の安全対策工事の進捗状況とそれに対する真摯な取り組みを判断しようとする場合現状では難しいと考える。最も効果的で適切なタイミングと見られる段階において意向確認が実施されることが必要であろう」等の意見が述べられました。

また、山本参考人からは、「原子力発電所の安全性について、安全であるかどうかは危険かどうかでしか判断できない。科学技術の分野では絶対安全はあり得ないため、何をもって安全であるかは、人への危害または損傷の可能性が許容可能な水準に抑えられた状態にあるかということになる。原子力発電所の安全性を判断するためには、許容できるリスクのレベルについて安全目標があること、安全性向上のための対策を継続的に実施する体制があること、深層防護の考え方にのっとった安全対策がとられていること、想定外の事象は必ず起こるという基本認識を持ち、想定外の範囲を狭める努力とその影響を小さくするための対策を進展させ続けることが必要である。浜岡原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会で新たな安全基準が審議されその基準に基づく審査がなされるとともに、現在中部電力が行っている津波対策が完了し、防災計画の見直しが行われ、体制が整備されてからでないと判断することは困難であると考えます。県民投票についてはこれらが整ってからでないと条件的に難しい。今後過去の事故の知見を生かすことで原子力発電所の安全性は向上していく。絶対安全という領域にたどり着くことはできないが、安全目標に適合した原子力発電所の実現は可能であると考えている」等の意見が述べられました。

一方、当局に対する質疑では、まず今回提出された条例案の法律上の不備と執行上の課題についてただしたところ、条例で市町の選管に事務を義務づけるような規定、県議会に広報協議会を置くという規定、規則で条例の上書きを認めるような規定などは法的に問題がある、また投票日を六カ月以内としていることや投票資格者を十八歳以上としていることについては、さまざまな事務手続やコストの問題など執行上の課題が非常に大きいとの答弁がありました。

次に、この先浜岡原子力発電所の再稼働について原子力規制委員会が安全性を審査し政府が判断した場合の県としての見解についてただしたところ、原子力規制委員会は技術的、科学的な側面でハードとしての安全性と操作する人間のエラーをできるだけなくす仕組みを含めて判断し、政府は原子力規制委員会の判断を踏まえた上で、全体のエネルギー政策、地域経済などさまざまな政治的内容を含めた上での判断がされるものであると考えている、県としては、政府が判断したとしても、浜岡原子力発電所の安全が確保されるのか静岡県防災・原子力学会の御意見を伺い、独自の検証を行ってまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、十三億円と想定される投票費用の内容、条例制定請求代表者からの相談に対する県の対応と経緯、今後の原子力発電所関連情報の県民への周知方法などについても質疑等がありました。

その後、討論が行われ、各委員から議案第百三十三号について、「浜岡原子力発電所の安全性については、中部電力の安全対策及び原子力規制委員会がつくる新しい安全基準に基づく評価が行われないと判断は困難であり、現時点では県民が再稼働の是非を判断する材料が不十分である。また提出されている条例案には法的な不備があるとともに、執行上も多くの課題がありこの条例案による県民投票の実施は困難である。また請求代表者への質疑の中で、署名の際に条文の詳細を署名者に伝え切れなかったとの発言があったが、請求代表者と署名者は同じ理解のもとで条例の制定を請求すべきであ

り、署名者の意向が十分に反映された条例案となっていない」との討論がありました。

以上が当委員会における審査等の概要であります。結果といたしましては、まず議案第百三十三号は全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

また、議案第百十二号、第百二十一号及び第百三十号から第百三十二号までは全員一致をもって、それぞれ原案どおり可決または同意すべきものと決定しました。

最後に、浜岡原子力発電所のあり方については今後も県議会として引き続き議論を重ねていく必要があるということを確認し、委員会閉会后に議長に県議会として何らかの意思表示を行うよう申し入れを行いました。以上で委員長報告を終わります。（拍手）

質問者： 中沢 公彦 議員
質問分類 一般質問
質問日： 2012/12/18
会派名： 自民改革会議

(略)

次に、住民投票条例に対する知事の姿勢について伺います。

そもそも、原子力政策は国策であり住民投票になじまないとの見方もある中で、浜岡原子力発電所の運転再開の是非を住民投票の対象とすることについて知事はどう考えているのか伺います。

また知事は、条例案に賛意を示した際に法定の必要署名数を大きく上回る署名が集まったことから民意の重さに言及されましたが、どの程度の署名数が集まれば民意が重いと判断されるのか、また住民投票制度をどのように評価されているのか伺います。

また、それらを踏まえ、今後知事からの発議で住民投票条例を提出する考えはないのか伺います。

(略)

○知事（川勝平太君） 中沢公彦議員にお答えいたします。

初めに、住民投票条例に対する私の姿勢についてでございます。

浜岡原子力発電所につきましては、安全性の確保が大前提であるということをおは機会あるごとに一貫して申し上げてまいりました。県民の皆様への命と財産を守るためでございます。もし原発で一たび重大な事故が発生いたしますと周辺の住民に長期間にわたり極めて深刻な影響を及ぼします。浜岡原子力発電所の運転再開の是非につきましては、法的な拘束力の有無にかかわらず県民の皆様のご多様な御意見を尊重する必要があり、住民投票もその一つの手段であると考えています。さきの条例制定請求の署名活動の前や活動中にも、私は、浜岡原子力発電所につきましては安全性が確保されない限り中電は再稼働をいたさないし、また再稼働はないと再三申し上げてまいりましたが、法定数を大きく上回る署名が集まりました。

県における前例としましては、静岡空港建設の是非に係る住民投票条例の請求がございましたが、このときには必要とされる法定署名数の四・五倍でございました。今回は三倍余りということで、十分に大きな数字と受けとめた次第でございます。これは、県民投票を通じて再稼働の是非についてみずからの意思を表明しその結果を県政に直接反映させたいという県民の皆様への思いのあらわれであると重く受けとめまして、賛意を示したものでございます。

直接請求は、住民自治を図るための重要な手段です。ですから住民投票条例の制定に当たりましては、県民の皆様から御提案していただき県議会で御審議いただくことに意義があると考えております。

その結果、原案は全会一致で否決されました。そして修正案が出されて、その修正案は県議会で汗をかかれておまとめになったものでございます。そして目下超党派で浜岡原発にかかわる勉強会を開催されているというふうに承知しております。この修正案もどのように活用されるか、これを注目して見守っております。

(略)

○四十五番（中沢公彦君） 再質問します。

まず、知事から答弁いただきました住民投票条例に関してですが、私の理解力がないのかもしれませんが、住民投票条例の必要署名数が六万一千五百四十一人になっていますが、今回の浜岡原子力の是非に関しては約三倍、空港のときは四・五倍あったという話で、この数字が重いというふうには承りましたが、だとすると六万一千五百四十一人ぎりぎりぐらゐの署名の提出だったら軽いのかという話が、私は疑問に残りましたので、その数字がどれくらいを重いという判断をしたのか改めて伺いたいと思います。

それとですね、これもちょっと私の理解力がないものでこうなったのか知りませんが、なぜ議会が提出しなきゃいけないのかがよくわからないんですけども、この勉強会を発足して超党派でやったのは、浜岡原子力を含めたエネルギー政策、原子力政策というものがどういうものなのかという調査研究の委員会だと私は思っております。それが何で議会の提出に発展していくのかよくわかりません。知事のそのことに対する見解を改めて伺いたいと思います。

(略)

○知事（川勝平太君） 再質問ありがとうございます。

再質問のうち、県民投票条例にかかわる二つの点について御答弁申し上げます。

一つは、必要な法定署名数ですけども、六万一千余というのが本県の人口に対する数字です。これを超えれば重いと存じます。三倍は極めて重いということでございます。

それから、今回の条例原案というのは実行不可能でございましたので、これが全会一致で否決されたのは当然であったと存じます。一方その問題点につきましては、県として県議会で御議論賜るために、ありとあらゆる情報を出しました。それに基づいて修正案というのできて、しかしその修正案も否決されましたけれども、その否決の理由の一つが、これが原案とは余りにも違ふと。二十九余りの、条例のうち変更がなかったのはわずか二つの項目でございましたので、したがってこれは十六万余の署名数を背景にした原案とは違ふものであるからという入り口論で否決されたという面もあったと存じます。

そうした上で、やはり浜岡原発の問題は、県の代表として超党派で議論をするべきだということで今御議論を賜っているということでございますが、この住民投票の行方につきましては県民全体の非常なる高い関心がございます。そうした中でこの議論を賜っているということでございますので、その中の議題の一つに、これをどうするかということは、つまりその中身にかかわる議論というものはきっとあるであろうと期待しているわけでございます。もちろん私は、この修正案というものに立脚いたしましてこちらのほうで出すことができますけれども、それは手続上の問題であると。協力してできれば一番いいというふうに思っております。どちらか、AかBかというそういう類いの話ではないと。できればこれだけの関心の高い案件でございますので、ぜひ県議会の皆様方におかれましては、この件についてどうするかそれなりの御判断をいただくのを強く期待しております。以上でございます。

質問者： 柏木 健 議員
質問分類 一般質問
質問日： 2012/12/17
会派名： 無所属

(略)

次に、県民投票条例修正案の再提出について伺います。

さきの九月県議会では、十八万一千五百六十一筆の直接請求による浜岡原発の再稼働の是非を問う県民投票条例案が提出され、知事が住民投票の実施に賛意を示されたにもかかわらず、条例原案、修正案ともに否決されました。その後私のところには、署名をされた多くの皆様から、「知事と県議会は条例案の法制度上の不備の議論に終始し、入り口論で門前払いをしてしまった」、「県民が浜岡原発の再稼働の是非を問う機会が奪われた」、「今後はどこで意見を表明すればよいのか」など知事と議会への不信や不満の声が数多く寄せられました。また大阪市、東京都に続いて全国で三例目とはいえ、他の自治体とは異なり原子力発電所の立地県で住民投票条例案が提出され、県民の意識の高さが示されたと全国的に注目されていたにもかかわらず議論が深まらなかったことについては、議会人として大変残念に思います。

しかし、その後も十一月十二日には県議会の否決後も県民投票条例の制定を求める活動を継続しているネットワーク県民投票の皆様が、十二月議会開会に間に合うようにと一千三百八十八人分の署名を添えて、住民投票に賛意を示された知事宛てに改めて十二月県議会において知事から住民投票条例案を再提出するように要望されております。また静岡県に続き同じく原子力発電所の立地県である新潟県においても住民投票条例の制定を求める署名活動が行われ、必要な法定署名数を超える見込みであり、今月中にも県へ提出される状況と聞いております。

このように、九月議会の後も事態は決着したわけではありません。浜岡原子力発電所の再稼働の是非についてみずからの意思を反映させたいという県民の希望はその後も変わっておらず、むしろ高まっているとさえ思います。知事は、十八万の署名の重さに加えその後も住民投票条例の制定を願う県民の声が集まってきている事実を直視し、その声に耳を傾け、住民投票で直接民意を聞くことに賛意を示した以上、その実現に向けて具体的に行動を起こすべきであると考えます。

そこで伺いますが、今十二月議会には条例案の再提案はされておられません。知事はどのような理由で再提案をされなかったのか伺います。

また、さきの九月議会において原案の問題点を指摘し修正案が作成の過程で法制度上の問題は解消されたとするならば、あとは知事の判断で条例案の提出は可能であると考えます。今後においても知事からの再提案はないのか、あわせてお考えをお伺いします。

なお、昨日の総選挙におきまして原発県民投票静岡の代表であられた鈴木望代表が代議士となりました。これから浜岡原発の是非の議論がより進むことを願っておられます。知事からは鈴木代表――今は鈴木代議士と呼んだほうがいいのか――鈴木代議士への叱咤激励を多くいただきましてありがとうございましたということでした。

(略)

修正案の提出 【 報告事項等 】

発言日： 2012/10/11

会派名：

○議長（小楠和男君） 報告します。

知事提出議案第百三十三号に対して、お手元に配付してありますとおり、池谷晴一君外十名から修正案が提出されております。

議案第 133 号「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う
県民投票条例について」に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 115 条の 2 及び静岡県議会会議規則第 17 条の規定により提出します。

平成 24 年 10 月 11 日

静岡県議会議長 小楠和男 様

提出者 静岡県議会議員

池 谷 晴 一

前 林 孝一良

小長井 由 雄

中 澤 通 訓

四 本 康 久

山 本 貴 史

阿 部 卓 也

柏 木 健

佐 野 愛 子

源 馬 謙太郎

田 内 浩 之

（別紙 登載省略）

提案理由等の説明 【 議員提出議案説明 】

発言日： 2012/10/11

会派名：

○議長（小楠和男君） よって、提出者の説明を求めます。

三十六番 池谷晴一君。

（三十六番 池谷晴一君登壇 拍手）

○三十六番（池谷晴一君） 私は、第百三十三号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を

問う県民投票条例」の修正案提出議員を代表いたしまして、提案説明を行います。

まず、昨年三月十一日に発生した未曾有の大災害——東日本大震災により生じた東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、今回十六万人を超える静岡県民の皆様が、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非に対しまして県民の意思を直接明らかにすべく県民投票条例制定に係る署名をされました。その熱意と行動に対しまして深く敬意を表するところでございます。

電力は、国民生活や経済活動に欠くことができないものであり、原子力発電所の稼働に当たりましては、何と言いましてもまず安全の確保を大前提にエネルギー政策や電力の需給、経済性、温暖化対策などを総合的に勘案し、第一義的には国が責任を持って判断するものであります。

浜岡原子力発電所は、政府の要請に応じ現在全面停止中であります。中部電力株式会社におきましては、県民の皆様のお安全・安心を確保するため迅速な対応をされ、現在防潮堤の建設を進めまた非常用発電機の高所設置等さまざまな安全対策を実施されておりますが、県民の皆様が当事者として、浜岡原子力発電所再稼働の是非につきまして直接その意思を表明したいという思いは大変重要であり、県民投票条例を制定すべきと考えるところであります。

しかしながら、条例原案は、県と市町は対等、協力の関係にあるにもかかわらず、県の条例により市町の選挙管理委員会に投票資格者名簿の調製を義務づける、あるいは県議会が県民投票に係る広報を行うことなどが規定され、原案をそのまま議決し投票を実施することは困難と言わざるを得ないものとなっております。

そこで、本修正案を提出することといたしました。

以下、修正案の概要を申し述べます。

第一条目的及び第二条県民投票は、請求者の意思を尊重し県民投票の趣旨は変更せずに、再稼働の定義を明確化また文言を整理、簡素化いたしました。

第四条県民投票の執行は、県民投票は地方自治法の規定に基づき知事が市町に事務委託をすることといたしました。また県民投票は全県民が行うという趣旨から、全市町に対し事務委託ができない場合は県民投票を行わないことといたしました。

第五条県民投票の期日は、浜岡原子力発電所の再稼働は安全性の確保が大前提ですので、その安全対策が完了し国が再稼働の検討を開始したときに、知事は遅滞なく県民投票の期日を定めるものとしたしました。なお本県民投票につきましては、国の再稼働の検討の時期を捉えて実施するほうが、その投票結果は国の判断によりの確に反映されるものと考えます。

第六条投票期日の告示は、知事は投票期日を定めたときは告示をすることといたしました。

なお、第二項において、全ての市町に事務委託ができず県民投票を実施しないときは、遅滞なくその旨を告示することといたしました。

第七条に、知事は県民が再稼働の是非を判断するために必要な情報提供を行うと規定いたしました。

第八条投票資格は、投票資格者を二十歳以上といたしました。

第九条投票資格を有しない者は、公職選挙法に規定される成年後見人や選挙犯罪者、政治資金規正法に規定される選挙権を有しない者等は選挙権を有しないものといたしました。

第十条投票資格者名簿は、知事が投票資格者名簿の調製に当たることといたしました。また県民投票執行の際に必要な規定を追加いたしました。

第十三条から第二十条までは、通常の選挙の例により県民投票執行に必要な規定を追加したものであります。

第二十一条投票の効力の決定は、知事が投票の効力を決定するものといたしました。

第二十二條無効投票は、第二項に点字投票における無効投票を追加いたしました。

第二十三條情報の提供等は、知事が県民投票の方法及び手続に関し県民にわかりやすく周知することといたしました。

第二十五條投票及び開票は、投票及び開票に関する細部は規則で定めることといたしました。

第二十六條県民投票の成立要件は、本県民投票は投票した者の総数が投票資格者の二分の一に満たないときは開票作業等行わないことといたしました。

第二十七條投票結果の告示等は、知事が投票結果の告示等行うものといたしました。

第二十八條投票結果の尊重は、知事及び県議会は投票結果を尊重し、浜岡原子力発電所の再稼働に関して県民の意思を忠実に反映するよう努めるものといたしました。

第二十九條規則への委任は、規則の制定期限及び条例の規定に優先する規則制定の規定を削除いたしました。

附則は、本条例は特定の事案に対し一度限りの投票を行うものでありますので、第二十八條に規定する投票結果の尊重以外の条項につきましては三カ月で失効するものといたしました。また同様に第四條第三項の規定により知事が県民投票を行わないこととし、第六條第一項の規定により告示した場合は本条例は効力を失うことといたしました。

なお、第百三十三号議案原案の第二十条から第二十二條に規定されております県民への広報に関することは、県議会の役割ではありませんので削除いたしました。

その他全体を通しまして、市町における投開票事務等の混乱を避けるため公職選挙法等の規定に準拠し、通常の選挙の例により全面的な修正を行ったものであります。

以上が本提案の要旨でございます。多くの議員の皆様様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。
(拍手)

高田 好浩 【 討論 】

発言日： 2012/10/11

会派名： 公明党静岡県議団

○議長（小楠和男君） 次に、二十六番 高田好浩君。

（二十六番 高田好浩君登壇 拍手）

○二十六番（高田好浩君） 私は公明党県議団を代表して、本議会に提出された知事提出議案第百三十三号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例」の原案に反対、修正案に賛成の立場から討論をいたします。

八月二十七日、原発県民投票静岡が、県民十六万五千二百二十七人の有効署名を添えて中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求め、地方自治法に基づき直接請求されました。

川勝知事は当初、浜岡原子力発電所は安全性が確保されない限り再稼働はあり得ない、仮にしかし

九割の方が動かすと言われたとすると私は動かせる状態にないという立場でございます、との強いメッセージを発信しておられました。それでもなお十六万五千人を超える皆さんが署名し、直接請求された民意はどこにあるのか、そのことを真摯に受けとめることから始める必要があると考えます。そして条例原案や手続の不備を指摘することも大切ではありますが、本質的な問題に光を当てること、知事そして議会に課せられていると思います。

提出された条例案には実施困難な条項が数多くあります。例えば第九条第一項は、選挙業務を直接所管していない県が主体となって投票を実施する場合には当然市町の協力が不可欠であり、県が市町に対して業務を強制的に義務づける規定は地方自治法の基本に反しております。

また、第五条第一項の投票の期日については、県と市町との協議や市町の議会での議決、規約の締結、十八歳以上の資格者名簿のシステム構築など六カ月を超えない範囲での実施は可能性が極めて低いと言わざるを得ません。

また、政治や原子力村の今までの対応が信じられなくなった県民が直ちに投票行動で意思を表明したいという気持ちがあることも理解できますが、投票行動が一時の感情によるものであれば、その実効性を最大に高めることはできません。実効性を発揮するためには、中部電力の安全対策の工事が完了し、再稼働を判断する材料がそろふことが重要であり、拙速な行動は県民投票の価値を下げてしまうものと考えます。

総務委員会の集中審査において、名古屋大学大学院の山本章夫教授からも同様の指摘があり、再稼働を判断する条件が整っておらず、現段階における県民投票は困難との意見がありました。

さらに、第二十条の県民投票広報協議会を県議会に設置することや第二十七条第二項の規則の制定など県が不備を指摘した点は多岐にわたり、よって原案のままでは投票そのものが実施困難な状況であり、第百三十三号議案の原案には反対いたします。

今回の署名運動の中で、一部に知事が再稼働の是非を判断する権限を持ち、県民投票の結果がそのまま再稼働の有無を決定づけるといった誤った情報提供による錯誤の署名が行われたり、条例案の説明がほとんど行われずに署名運動が行われたことなどが、請求代表者との参考人質疑で明らかになりました。

県民投票で浜岡の再稼働をやめさせれば、県民の安全が守られるといった誤った認識はあるものの、請求に必要な法定数を大きく上回ったことなどを考えると、原案不備で議会が門前払いにすることは、議会の役割そのものの放棄にもつながるのではないかと考えます。

地方自治法第七十四条には、国政と異なり住民が積極的に地方自治にかかわる直接請求制度が規定されております。住民投票は、二元代表制である間接民主主義を否定するものではなく、今後も自治法にのっとり住民投票の直接請求が行われることが想定され、今回の県民投票を県議会としてどのように捉えていくのが非常に重要であります。

私たち公明党県議団は、請求された条例原案には不備や課題が多くそのままではとても実施可能なものとは言えず、議会が条例をどこまで修正してよいのか、修正した場合の議会の説明責任や投票結果にかかわる責任はどこまで及ぶのか等の議論を重ねてまいりました。

選挙業務の実働部隊を持たない県が主体となるには市町の協力が必要であり、なおかつ一つでも実施できない市町が出た場合には県民投票の構成要件を欠くという請求代表者の意向を踏まえ、全市町に事務委託できない場合は投票を行わないと修正した点や年齢要件を二十歳へと変更した点、また県民が投票において浜岡原子力発電所の安全性を正しく判断するためには現在中部電力が行っている津波対策や安全性の確保への取り組みを確認し、その後広報する期間を確保する意味から、期日について

ては国の安全性の検証と県の安全性の検証が終わり知事が判断するとしたことを評価いたします。

この県民投票が実施され、その結果をもとに知事や議会が再稼働の是非を判断することが重要であります。よって、私たち公明党県議団として修正案に賛成するものであります。

今回の直接請求は、去年の三・一一——東日本大震災で事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の事故に対して、東海地震が想定される県内に浜岡原子力発電所を抱える県民の皆様の不安が大きくなる状況の中で請求されました。山梨学院大学の江藤俊昭教授は参考人質疑の中で、議会の構えがどうであったか、昨年の大震災における原発事故に対して議会としてどのような議論をしてきたのか、そのことが問われていると指摘されました。

県議会としても、大規模地震対策特別委員会で浜岡原子力発電所の安全対策の強化を議論し提言としてまとめておりますが、県民にその議論や提言がどこまで届いているのか。その点は検証し、反省すべきこともあると考えます。

先ほども述べましたが、原子力発電所を抱えるこの地に住む住民として、この問題を自分のこととして考えたいという気持ちを酌み取ることなく条例の不備を理由に門前払いすることはできないと考えます。県議会に突きつけられた今回の条例制定のあり方を冷静かつ見識を持って県民とともに考えていく機会と捉え、修正案に対する全議員の賛同を求め討論といたします。何とぞよろしくお願いいたします。（拍手）

山本 貴史 【 討論 】

発言日： 2012/10/11

会派名： 富士の会

○議長（小楠和男君） 次に、一番 山本貴史君。

（一番 山本貴史君登壇 拍手）

○一番（山本貴史君） それでは、富士の会を代表し、私から第三百三十三号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例」原案に対する反対討論及び第三百三十三号議案の修正案に対する賛成討論を行います。

まず、第三百三十三号議案原案につきましては、法制度上の不備や修正を必要とする箇所が複数あり、このままでは現実的な住民投票の実施が困難であることが推測されるという理由から、反対をさせていただきます。

次に、第三百三十三号議案に対する修正案について賛成の立場から討論をさせていただきます。

修正案につきましては、原案で問題とされた複数の箇所に対し適切な修正を行っているものと考えます。

例えば、第五条の県民投票の期日については、原案では条例施行後六カ月以内としていたものに対し、修正案では、中部電力の安全対策が完了し国が再稼働の検討を開始したときに知事が遅滞なく県民投票の期日を定めるものとし、住民投票による県民の意思がしかるべきタイミングでより効果的に反映することができるものとなっております。

また、第八条の投票資格につきましては、十八歳以上となっていたものを二十歳以上と改めることでより実行性の高いものとなりました。

そのほか、原案における不備や問題として指摘された箇所には適正な修正がされたと判断をできるものであり、賛成をするものであります。

ただ、ただいまの反対討論では、修正案はもはや修正ではなく改正である、代表者や署名した十六万五千人が納得できないのではないかという御趣旨の疑問が投げかけられました。これについては、既に過日市民団体の代表者からも修正案に御理解をいただいているとのことでありますし、今日までわずかな時間ではありますが、住民の皆様からいただいた多くの御意見は修正案に賛同し住民投票の実現を願うものばかりであり、修正案を大幅に修正したことに対する批判的な意見はほぼないものと感じております。

既に、私から申し上げるまでもなく、今回の直接請求には約十六万五千人もの有効署名数があり、署名する意思を持ちながらその機会に恵まれなかったという県民も潜在的に相当数存在することが感じられることから、浜岡原子力発電所の再稼働については、実数をはるかに超えるであろう県民の数が投票によりみずからの意思をあらわしたいという希望を持っていることが明らかとなりました。

その事実を物語るように、今回の県民投票条例に対する県民の関心度は想像以上に高く、何とか県民投票を実現させてほしい、どうすれば成立ができるのかなど、現在までに住民投票の実現を願う数多くの御意見や御要望が寄せられております。これまでも住民の声は時に手紙やメール、ファクスや電話を通じ、寝たきりのお年寄りからはその娘さんを通じて私のもとにお願いに来られたこともありました。この場にいる議員の皆様も少なからず同様の体験をしているのではないのでしょうか。

また、この夏、署名活動を行っている方たちの姿を何度か目にすることがあります。驚いたのは、これまで政治に関心がなく一度も選挙に行ったことがないという若者や特定の政党や政治活動、市民運動にも参加したことがないというお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんまでもが住民投票の実現を信じ汗をかいていたということでありました。署名を集めた人、署名した人、彼らの思いは、純粹に原発の再稼働について自分たちの意思を伝えたい、県民の総意をあらわしたいというものであります。

原子力発電所に万が一の事故が発生したとき、塗炭の苦しみを味わうのは私たち県民自身であります。その県民が、そのときになって後悔はしたくない、再稼働の是非についてみずからの責任を持って意思を表明したいというのは、至極当然のことです。一人一人が考え責任を持って投票するということは、県民の皆様が、今後のエネルギー政策を初め自分たちの仕事や生活、家族の健康や自然保護など多くの行政課題をも我が事として当てはめ、深く考えることだと私は思います。家族や友人たちの安全・安心を願い、我が子、我が孫にふるさと静岡の自然を残していきたいという願いを私たちは真摯に受けとめなくてはなりません。

反対であれ賛成であれ、みずからの信念に基づいた行動については、議会人としてきちんと説明責任を果たしていくべきだと思います。住民投票は国政、県政はもとより我が市、我が町の自治というものに県民が今まで以上に積極的に参画をし、県民全体が一つになる得がたきチャンスであると私は思います。（傍聴席より拍手あり）

○議長（小楠和男君） 静粛に願います。

○一番（山本貴史君） 過日、浜松市浜北区に住む三児のお母さんから以下のような内容のメールをいただきました。

「私たちは、ただ県民投票で、自分たちの生き方をもう一度見つめたいね、ちゃんと考えたいねという思いだけで動いてきたのです。議会の方たちが、論点をすりかえて攻撃的な言葉を発してられるのが一番つらかったです」というものであります。私はこのメールを読み愕然といたしました。

議会での議論が論点のすりかえと県民の皆様に捉えられているという事実があるからであります。これまでの経緯の中で、県議会から発せられる言動に対し多くの方たちから議会に対する不信感、失望感をあらわにした意見が寄せられている事実を真摯に受けとめるべきではないでしょうか。条例の不備については県議会が修正してくれるはず、県民の思いを受けとめてくれるはずと、議会の良心を信じてやまない人たちが数多くいたことは事実であります。（傍聴席より拍手あり）

○議長（小楠和男君） 静粛に願います。山本さん、お待ちください。

傍聴人の方に申し上げます。もう一度拍手あるいは発言等がありました場合には退席を命じますので、御注意申し上げます。

山本さん、続けてください。

○一番（山本貴史君） 私は、本来議会が原案の不備があると気づいた段階から議会の責任として正しく修正し、同時に住民投票がもたらすメリット、デメリット等について本来の議論を尽くすべきであったと考え、また自省をもしております。

再稼働はマル・バツで判断すべきではないとの意見もありました。ただ現実の行為としては、再稼働のボタンを押すか押さないかのどちらかでしかないのであり、そのマルとバツの間を専門的な知識や知恵で埋めていくのは私たち議会の役割であり、今もその信頼は県民からいただいていると私は信じております。否決の可能性が高いと報道されている今も、議会の良心を最後まで信じている方たちが数多くいらっしゃいます。

最後に、これら純粋な県民の願いを実現するため議員の皆様には修正案に対する御賛同を切にお願いして、私からの賛成討論を終わります。（拍手）

宮沢 正美 【 討論 】

発言日： 2012/10/11

会派名： 自民改革会議

○議長（小楠和男君） 以上で説明は終わりました。

修正案に対し質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小楠和男君） 質疑はないものと認めます。

これから討論を行います。

通告により、四十四番 宮沢正美君。

（四十四番 宮沢正美君登壇 拍手）

○四十四番（宮沢正美君） 私は自民改革会議を代表して、今議会に提出されている第三百三十三号議案「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について」及びその修正案について反対し、その他の議案については賛成する立場から討論を行います。

今年五月から七月にかけて、民間団体の皆さんが県内各地で有効署名数にして十六万余の署名を集

め、知事に対し条例制定請求を行いました。住民自治を推進し県政に声を届けたいという思いに対し、まずは敬意を表すものであります。

川勝知事は、この条例制定請求を受け、請求のあった条例案について多数の不備があることを指摘しつつ、議会において修正することを含め賛意を示して議会に提出をしました。

このような状況の中で、私たち自民改革会議では、年度当初からさまざまな会合や現地調査を実施してまいりました。またこの八月からは四回にわたる会派全体の条例についての勉強会を開催し、論点を整理し議論を重ね、意見の集約を図ってまいりました。

幾つかの論点とは、次のようなものであります。

第一に、第百三十三号議案については、県の指摘どおり主なものだけでも十項目、細部の点を含めると本条例案二十九条中修正の必要のないものはわずかに六条に過ぎないものとなっています。

総務委員会での鈴木望参考人から「修正をされることを前提に条例案を提出した」との発言には委員ならずとも傍聴議員にとっても驚きでありました。このことから、たとえ可決したとしても法令上、執行上に問題が生じ、実質的に県民投票の執行は実現不可能であるということです。よって第百三十三号議案については反対であります。

第二として、そもそも中部電力浜岡原子力発電所の再稼働ということについて、県民投票を行うことがふさわしいのかという原点に立ち返った議論でありました。議論では、国家の基本政策である原子力行政の一端が一地方の住民投票により左右されることの可否、二者択一による問題解決が到底困難と思える再稼働問題を住民投票の対象とする適合性、法的権能のない県に対し浜岡原子力発電所の再稼働の是非を尊重させることの意味などが議論され、浜岡原子力発電所の再稼働の是非を県民投票によって問うことは妥当でないという考えが大勢を占めました。

第三として、提出のあった修正案については大きな課題があるということでもあります。その課題の一としましては、このような大幅な修正案が本当に請求代表者や署名者に受け入れられるものであるかどうかということでもあります。請求代表者であります鈴木望氏は、総務委員会の参考人質疑の中で「第一条、第二条以外は修正可能」という発言をしています。今回の修正案では第一条の目的について県民投票を実施をすることそのものが目的とされており、中長期的なエネルギー政策という言葉は消え、目的が大きく変わっているものと考えます。

また、県民投票の実施時期についても、浜岡原子力発電所の安全対策が終了し国が浜岡原子力発電所の再稼働の検討を開始したと知事が認めるときとし、地震の発生は待って欲せないと総務委員会で述べた請求代表者の思いとは全く異なるものと思います。

また、投票率についても、投票率が過半数を超えないと開票事務を行わないとしていることについても、いずれの結果であっても参考にさせていただきたいという請求者の意思とは異なるものであります。

課題の二としては、投票実施時期が明確でないことから今この時点で条例を制定することが本当によいのかということでもあります。投票の実施時期は安全が確保された時点としていますが、興参考人は相当先と述べられており、二年後なのか、五年後なのか、十年後になるか、極めて不明確であります。浜岡原子力発電所のあり方について県民投票を必要とするかは不明であります。国の政策も大きく変化し、また社会情勢そのものが変わっていく可能性もあります。これを考慮すれば、実施をしようとする時点で条例制定の必要性を議論すべきものと考えます。

課題の三は、一つの市町でも受託しない場合には県民投票を実施しないと定めており、実質的な実施の可否を市町の判断に委ねるのがよいかという点であります。

課題の四は、投票実施の判断時期としている再稼働について検討を開始したとはどのような状態、事象を指すのか不明確であるとともに、その判断を知事だけが行うということでのいかどうかということでもあります。前述したとおり社会情勢が変化している可能性もあり、民意を踏まえ議会の関与も当然必要となってくると考えます。

これら諸課題を整理した結果、修正案についても賛成できないというのが結論であります。

八月以降これまで、私たちは十六万人余の署名と真摯に向き合い、県議会としてどのように対応したらよいか、会派の一人一人の議員がおのれの信条に問いかけ真剣に考えてまいりました。その結果として、条例案についてはいずれについても反対であるということでもあります。

しかし、私たちは浜岡原子力発電所についての議論はこれで終わったとは毛頭考えておりません。それどころか、今このときを真に浜岡原子力発電所のあり方を県民の皆様とともに考えるスタートとしなければならないと考えております。

知事が常々発言されているとおり、浜岡原子力発電所において何よりも重要なのは安全性の確保であります。その安全性を科学的、実証的な見地から確認した上で、浜岡原子力発電所がどうあるべきか、県民、議会、県、中部電力など幅広い人々により広く深く議論をする必要があります。この思いは会派を超え、大多数の同僚議員の皆さんの思いとして共通しているものと確信しており、ともに行動していきたいと考えております。

そのような観点からも、議長提案の議会決議が大変重要なものであると認識をいたしておりましたが、富士の会の反対で県議会の姿勢を示せなかったことはまことに残念であります。

以上申し上げ、反対の討論といたします。（拍手）